

# 神戸大学経済経営研究所機械計算室機械設備等利用規程

平成 25 年 2 月 13 日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学経済経営研究所規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づき、神戸大学経済経営研究所機械計算室（以下「機械計算室」という。）の利用に関し定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において機械計算室の機械設備等（以下「機械設備等」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 機械計算室が管理する電子計算機及び周辺機器類（以下「機器類」という。）
- (2) 前号の機器類を操作し、機能させるために用意されたプログラム類（以下「ソフトウェア」という。）
- (3) 機械計算室が経済経営研究所（以下「研究所」という。）の利用に供しているデータベース

(利用日時)

第3条 機械計算室の利用日時は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 利用を休止する日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国立大学法人神戸大学就業規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 25 条第 1 項各号に規定する休日
- (2) 1 月 4 日及び 12 月 28 日

3 前項に規定するもののほか、定期点検又は機械計算室の都合により利用休止することがある。

(利用者)

第4条 機械設備等を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 研究所教職員
- (2) 研究所研究員、リサーチフェロー及び研究部会研究員
- (3) 経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、国際協力研究科（以下「各研究科」という。）の教員及び各研究科教員の推薦を受けた大学院生
- (4) 前各号に掲げる者の他研究所長に利用を申請し許可された者

(利用の方法)

第5条 機械設備等の利用を希望する者は、この規程に定めるもののほか、神戸大学情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 第4条第2号から第4号に掲げる利用者は、所定の利用申請書及び研究計画書を提出し、許可を受けなければならない。

(ソフトウェア)

第6条 第2条第2号に定めるソフトウェアを利用する場合は、ソフトウェアライセンスを遵守しなければならない。

2 その他ソフトウェアの利用に関することは、別に定める。

(データベース)

第7条 第2条第3号に定めるデータベースを利用する場合は、データベースを全部あるいは一部を抽出し又は加工して、第三者に提供する等著作権法に抵触するような行為をしてはならない。

2 本研究所固有のデータベースに関しては、論文発表した場合、発表論文に当該データベースをデータ出所とした旨を明記しなければならない。

3 前号を除くデータベースに関しては、データベース提供者と締結した契約内容を遵守しなければならない。

4 その他データベースの利用に関することは、別に定める。

(利用の制限)

第8条 利用者が次の各号に掲げる行為を行った場合は、設備管理責任者によって事前の許可なく使用を中止させることができる。

(1) 不当な方法・目的での利用

(2) 消耗品等の必要以上の消費

(3) その他研究所に損害を与える可能性がある行為

2 実際に研究所に損害を与えた場合、研究所長は、その利用者に対し、以後の利用を禁止し、又は損害を弁償させることができる。

(教職員等への機器類の配置)

第9条 第4条第1号の者へは、研究・執務用の機器類を各人に配置できる。

2 各人に配置する機器類等とそれに付随するインターネット、研究所内及び学内ネットワーク、データベース利用に関することは、別に定める。

#### 附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2. 神戸大学経済経営研究所機械計算室機械設備等利用内規(昭和59年3月21日制定)は、廃止する。

3. 神戸大学経済経営研究所機械計算室機械設備等利用内規の運用についての申合せ(昭和59年5月30日制定)は、廃止する。